

保護者の皆様

感染症における出席停止について

インフルエンザ等の学校感染症に罹患した場合、学校保健安全法に基づき出席停止となります。出席停止となった期間は「登校すべき日数」には入りません(欠席には数えません)。ただし、下記出席停止証明書が提出されない場合は欠席の扱いとなりますので注意してください。

- ★本証明書発行には費用がかかる場合があります。
- ★本証明書でなくても「生徒名」「疾患名」「出席停止期間」「医師の署名」が揃っておれば代用可能です。

主治医様

出席停止証明書発行について(お願い)

学校保健安全法により学校感染症罹患者については出席停止となりますので、お手数ですが証明書に必要事項を記入の上当該生徒へお渡しくださいますようお願い申し上げます。

出席停止証明書(感染症用)

2015/4 改

桃山学院中学校高等学校      年      組      番      名前

病名      インフルエンザ      ・      感染性胃腸炎      ・      その他(      )

期間      年      月      日(      )~      年      月      日(      )

その後の登校は可能とします。

\*備考:

年      月      日

医療機関住所

医師名前

印